

令和6年第2回

三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和6年11月15日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

令和6年11月15日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
仮議席の指定	6
諸般の報告	6
議長の選挙	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
報告第1号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について	9
承認第1号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例）	9
承認第2号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）	11
議案第7号 副広域連合長の選任同意について	12
議案第8号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の一部変更について	13
議案第9号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について	14
議案第10号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	16
認定第1号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	18

認定第 2 号	令和 5 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について……………	2 3
議案第 1 1 号	監査委員の選任同意について……………	2 7

令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和6年11月15日 金曜日

招集場所

津市桜橋二丁目96番地 三重県自治会館 4階第2・3研修室

開会及び閉会の日時

開会 令和6年11月15日 午後1時30分

閉会 令和6年11月15日 午後2時25分

出席議員（31人）

1番	南 条 弥 生	2番	青 山 昇 武
5番	福 井 敏 人	6番	藤 原 清 史
7番	近 田 雄 一	8番	中 島 清 晴
9番	平 野 勝 弘	10番	富 田 薫
11番	杉 野 浩 二	12番	池 上 茂 樹
13番	永 岡 禎	14番	下 村 新 吾
15番	山 本 伸 治	16番	河 村 孝 史
17番	濱 重 明	18番	山 下 正 史
19番	中 村 孝 司	20番	宮 崎 寿 幸
22番	三 輪 一 雅	24番	諸 岡 高 幸
25番	矢 野 純 男	26番	城 田 政 幸
27番	久 保 行 央	29番	大 森 正 信
30番	小 林 豊	31番	中 村 忠 彦
32番	服 部 吉 人	33番	上 村 久 仁
34番	尾 上 壽 一	35番	大 畑 覚
36番	向 井 健 雅		

欠席議員（4人）

3番	渡 辺 敏 明	4番	石 川 善 己
23番	水 谷 俊 郎	28番	下 村 由 美 子

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 今井昇治 書記 大西杏子
書記 川本航也

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	森	智	広	副広域連合長	橋	爪	政	吉
副広域連合長	加	藤	隆	副広域連合長	辻	村	修	一
監査委員	森	谷	実	徳	事務局長	野	田	浩
会計管理者	川	合	清	久	次長兼総務企画課長	小	菅	武
事業課長	安	田	薫	事業課主幹	源	口	雅	之
事業課主幹	大	門	真	人	事業課主幹	大	田	より子
事業課主査	堤		由	里子				

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 諸般の報告
- 第3 議長の選挙

議事日程（第1号の2）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第1号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第5 承認第1号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例）
- 第6 承認第2号 専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 第7 議案第7号 副広域連合長の選任同意について
- 第8 議案第8号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の一部変更について
- 第9 議案第9号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について

- 第10 議案第10号 令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第11 認定第1号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第11号 監査委員の選任同意について

会議に付した事件

議事日程（第1号）

第1～第3 議事日程のとおり

議事日程（第1号の2）

第1～第13 議事日程のとおり

議事等の経過

○書記（今井昇治君）

書記の今井と申します。

どうぞよろしく願いいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、令和6年2月に開催いたしました令和6年第1回定例会以降、当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。まず、津市の南条弥生議員でございます。

○議員（南条弥生君）

よろしく願いします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

同じく、津市の青山昇武議員でございます。

○議員（青山昇武君）

よろしく願いします。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、鈴鹿市の池上茂樹議員でございます。

○議員（池上茂樹君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、名張市の永岡禎議員でございます。

○議員（永岡禎君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、熊野市の濱重明議員でございます。

○議員（濱重明君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（今井昇治君）

続きまして、いなべ市の山下正史議員でございます。

○議員（山下正史君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（今井昇治君）

なお、川越町の城田政幸議員におかれましては、任期満了などがございましたが、再度選出され、引き続き就任いただいております。

○議員（城田政幸君）

よろしく申し上げます。（拍手）

○書記（今井昇治君）

また、本日欠席の御連絡をいただいておりますが、新たに選出されました議員といたしまして、四日市市の石川善己議員、明和町の下村由美子議員を御紹介させていただきます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、この閉会中に令和6年8月19日付で坂口議長から一身上の都合により議員辞職願が提出され、閉会中でありましたことから、副議長においてこれを許可いたしました。

この辞職許可に伴いまして、現在、議長職が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が職務を行います。

それでは、向井副議長、よろしく願いいたします。

午後1時35分、開会

○副議長（向井健雅君）

みなさんこんにちは。

副議長の向井でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は31名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことをご報告いたします。

会議に先立ち、広域連合長から招集のごあいさつがあります。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご多用のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、平素から当広域連合の運営に格別のご理解とご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度を取り巻く現状としましては、高齢化が急速に進行する中、とりわけ、団塊の世代の方々の当医療制度への移行が進み、被保険者数は、全国的には令和6年度中に2千万人に達し、三重広域においても現時点で30万人を超えている状況であります。

それに伴い、医療給付費は、令和4年度は約2,245億円、令和5年度は144億円増加の約2,389億円となり、今後も増加していくことは避けられない状況であります。医療費適正化や健康寿命延伸への取組強化など、制度の安定運営に向けた不断努力を続けてまいります。

国においては「全世代型の持続可能な社会保障制度の構築」を目指す改革が進められており、三重広域におきましても、現役世代の負担上昇の抑制や高齢者人口の増加などを見据えた保険料率の改定を行い、今年度から運用しております。

本年12月2日からは、従来の被保険者証に代わる「資格確認書」の発行を始めてまいります。高齢者の皆様には、分かりやすく丁寧な説明を行っていく必要があると考えますことから、県内29市町の皆様と、より連携を密に対応してまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業につきましては、皆様のご理解とご協力の下、今年度から県内全域での実施に至りましたこと、お礼を申し上げます。

今後も様々な制度改正に的確に対応するとともに、被保険者の方々が安心して医療を受けられるよう、持続可能で安定的な制度運営に努めてまいりま

すので、議員の皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

今議会では、報告案件が1件、専決処分の承認が2件、議案5件、そのほか認定2件を提出いたしましたので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、招集に当たりましてのご挨拶といたします。

午後1時38分、開議

○副議長（向井健雅君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○副議長（向井健雅君）

日程第2、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

津市の小野欽市議員、四日市市の樋口龍馬議員、鈴鹿市の山中智博議員、名張市の細矢一宏議員、熊野市の久保智議員、伊賀市の近森正利議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果については、お手元に配付のとおりであります。

次に、三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、広域連合長の報告を求めます。

○広域連合長（森智広君）

「三重県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」ご報告申し上げます。

報告書②-2を御覧いただきたいと存じます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、現行の被保険者証が本年12月2日以降、発行されなくなりますことから、広域連合規約の変更を行ったものでございます。

変更の内容につきましては、被保険者証廃止に伴い、同規約別表第1の文言整理を行ったものでございます。

なお、この度の広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び同法第291条の11の規定により、県内各市町の議会の議決を経まして、令和6年11月5日に三重県知事の許可を受けたものでございます。

規約の変更につきましては、広域連合議会の審議事項ではございませんが、広域連合の運営上、重要な事項でございますので、報告をさせていただくものでございます。

○副議長（向井健雅君）

日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

それでは、本広域連合議会の議長に、議席番号8番、中島清晴議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、指名しました中島清晴議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（向井健雅君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました中島清晴議員が議長に当選されました。中島清晴議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定に

より告知いたします。

それでは、中島議長と交代いたします。皆様方のご協力、誠にありがとうございました。

○議長（中島清晴君）

ただいま、皆さまからご推挙を賜り、ご賛同をいただきました松阪市議会議長の中島清晴でございます。円滑な議事運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ皆さま方のご協力よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（中島清晴君）

それでは、お手元に配付の議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（中島清晴君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、

議席番号10番、富田薫議員、議席番号34番、尾上壽一議員を指名いたします。

○議長（中島清晴君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（中島清晴君）

日程第4、報告第1号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

報告第1号について御説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合繰越明許費繰越計算書について」は、広域連合電算処理システム更改に係る事業の進捗状況から、4億402万7千円を令和6年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。本件についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了し、報告第1号を終わります。

○議長（中島清晴君）

日程第5、承認第1号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

承認第1号について御説明申し上げます。

「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例）」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正による条ずれに対応するため、同法の条項を引用している三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例について所要の改正を行うもので、令和6年4月1日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いま

したので、同条第3項の規定に基づき当議会に御報告申し上げ、同処分の御承認をお願いするものであります。

○事務局長（野田浩司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

承認第1号及び承認第2号に関しまして、議員各位に対しまして今定例会提出の議案等に係る事前の概要説明の際にご意見も頂戴しておりますので、ご説明申し上げます。

この2件の承認案件につきましては、いずれも地方自治法の一部改正に伴う当広域連合の条例改正を、専決処分により行ったものでございます。

本来でありましたら、本年2月の定例会においてご審議いただくべき案件でございましたが、私ども事務局の事務処理の遅れにより、その時期を逸してしまい、このような処理となったものでございまして、お詫び申し上げる次第でございます。今後このようなことになりませんよう、専門家の支援も受けるなど再発防止策を講じてまいります。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。本案についての質疑を行います。
御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。これをもちまして、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。これをもちまして、討論を終了いたします。
これより採決を行います。

承認第1号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（中島清晴君）

日程第6、承認第2号「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

承認第2号について御説明申し上げます。

「専決処分の承認について（三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例）」は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、会計年度任用職員について勤勉手当の支給が可能となりましたことから、同手当を支給するため、三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例について所要の改正を行うもので、令和6年6月1日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき当議会に御報告申し上げ、同処分の御承認をお願いするものであります。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終了いたします。
これより採決を行います。
承認第2号については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
御異議なしと認めます。
よって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

○議長（中島清晴君）
日程第7、議案第7号、副広域連合長の選任同意についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）
議案第7号について御説明申し上げます。
「副広域連合長の選任同意について」は、三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項において、副広域連合長は、関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任することとされており、この規定に基づき、副広域連合長として、橋爪志摩市長を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。
よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）
以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第7号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、同意することに決定いたしました。

橋爪政吉副広域連合長におかれましては、これから会議への出席をお願いします。

〔橋爪副広域連合長 議場入場、着席〕

○議長（中島清晴君）

先ほど選任されました、橋爪政吉副広域連合長より、就任の御挨拶をお願いします。

○副広域連合長（橋爪政吉君）

ただいまご紹介いただきました、そして、ご選任をいただきました副広域連合長の橋爪でございます。まずはですね、加藤副連合長、そして辻村副連合長にご指導いただきながら、ともに森連合長のお支えをしっかりとさせていただければと思いますので、ぜひ本日ご出席の皆さまにおかれましても引き続きのご理解、ご協力をいただければと思います。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（中島清晴君）

ありがとうございました。

○議長（中島清晴君）

日程第8、議案第8号「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の一部変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第8号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第4期）の一部変更について」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、高齢者の医療の確保に関する法律等の法令が改正され、本年12月2日以降、現行の被保険者証及び限度額適用認定証などが発行されなくなることから、所要の変更を行うもので、令和6年12月2日から施行しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第9、議案第9号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第9号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、高齢者の医療の確保に関する法律等が改正されたこと、また、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予の取扱いについて厚生労働省から通知されたことに伴い、それぞれ所要の改正を行うもので、令和6年12月2日から施行しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（野田浩司君）

議長。

○議長（中島清晴君）

事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

議案第9号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により、高齢者の医療の確保に関する法律等が改正され、本年12月2日以降、現行の被保険者証が発行されなくなりますことから、被保険者証の返還に関する条文を削除しようとするものでございます。

また、本年12月2日時点において被保険者証の交付を受けている被保険者が同日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還について、経過措置を定めるものでございます。

次に、被保険者が災害等により一時的に保険料が納付できないと認められる場合、6か月以内の期間に限り、その徴収を猶予できる規定を定めていますが、令和6年7月4日付けにて厚生労働省から「国民健康保険及び後期高齢者医療制度における急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予の取扱いについて」の通知が示されましたことから、急患等として保険医療機関を受診した場合は、徴収猶予の期間を最長1年以内とすることができる規定を追加するものです。

また、令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、従前の例によるものとする経過措置を設けるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第10、議案第10号「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第10号について御説明申し上げます。

「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出それぞれ2,651万2千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,594億3,655万5千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

○事務局長（野田浩司君）

議長。

○議長（中島清晴君）

事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

議案第10号「令和6年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

資料番号⑩の7ページ、8ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、2,651万円2,000円の増額で、一般管理費の執行見込額の増額によるものです。

続きまして、歳出でございます。9ページ、10ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2,651万2,000円の増額で、こちらは、指定金融機関等の公金収納等事務取扱手数料として、新たに当広域連合が負担するための手数料見込額 2,374万1,000円及び負担金額が確定したことによる医療保険者向け中間サーバー負担金277万円1,000円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これを持ちまして、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。
これを持ちまして、討論を終了いたします。
これより採決を行います。

議案第10号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中島清晴君）

日程第11、認定第1号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

認定第1号について御説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、決算等審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要といたしましては、予算現額 2億3,776万2,000円に対しまして、収入済額 2億3,747万4,331円、支出済額 2億3,354万6,559円、翌年度繰越額はございません。

歳入歳出差引残額は 392万7,772円となります。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明をいたします。

○会計管理者（川合清久君）

議長。

○議長（中島清晴君）

会計管理者。

○会計管理者（川合清久君）

認定第1号「令和5年度 三重県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細を御説明いたします。

それでは、資料番号⑭の歳入歳出決算等説明資料1ページの一般会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、御説明いたします。

2ページ、3ページをお願いします。歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金は、収入済額 2億1,038万1,000円で、これは後期高齢者医療広域連合の運営に要する費用に係る県内29市町からの負担金であります。

第2款、国庫支出金は、収入済額 1,189万8,000円で、これは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を促進する観点から交付された国の交付金を保健師の person 費に充当したものと、三重県後期高齢者医療広域連合運営協議会の開催に係る諸経費に対する国の交付金であります。

第3款、財産収入は、収入済額 483円で、これは財政調整基金の運用利子であります。

第4款、繰入金は、収入済額 1,159万6,614円で、財務会計システム更新に係るシステム開発委託料等に充てた、財政調整基金からの繰入金であります。

第5款、繰越金は、収入済額 347万9,000円で、これは令和4年度からの繰越金であります。

第6款、諸収入は、収入済額 11万9,234円で、これは預金利子及び再任用職員、会計年度任用職員の雇用保険料実費弁償分等であります。

以上、一般会計の歳入合計は、予算現額 2億3,776万2,000円に対し、調定額、収入済額とも2億3,747万4,331円で、対調定収入率は100%となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いします。歳出でございます。

第1款、議会費は、支出済額 36万7,948円で、対予算執行率は85.8%であります。これは広域連合議会に係る議員報酬及び会議室使用料等であります。

第2款、総務費は、支出済額 2億3,317万8,611円で、対予算執行率は98.5%であります。これは総務管理費、選挙費及び監査委員費で、その主なものは、総務管理費、一般管理費の委託料、負担金、補助及び交付金、積立金で、市町等から広域連合へ派遣されております職員の person 費負担金、財務会計システム更新に係るシステム開発委託料、財政調整基金への繰入等であります。

6ページ、7ページをお願いします。

第4款、予備費については、執行はありません。

以上、一般会計の歳出合計は、予算現額 2億3,776万2,000円に対し、支出済額 2億3,354万6,559円で、不用額は421万5,441円、対予算執行率は98.2%であります。

8ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 2億3,747万4,331円に対し、歳出総額 2億3,354万6,559円で歳入歳出差引額 392万7,772円、実質収支額も同額であります。

少し飛びますが、資料番号⑭の財産に関する調書でございます。最終ページの28ページをお願いします。

一般会計の決算に関係いたしまして、4の基金の内、(1)財政調整基金であります。

令和5年度中に985万6,631円を繰り出しましたので、決算年度末現在高は、1,528万3,891円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

○議員（中村孝司君）

議長。

○議長（中島清晴君）

中村議員。

○議員（中村孝司君）

主要施策の成果等報告書によりますと、一般管理費で職員が3名増員になっています。明確な理由を教えてください。

○事務局長（野田浩司君）

議長。

○議長（中島清晴君）

事務局長。

○事務局長（野田浩司君）

職員数の増員でございますが、現在高齢者の人口が増加しております。なかでも団塊の世代の方々がいま当制度に加入されてきておられまして、ます

ます事務量等々が増えているという状況でございます。それに鑑みまして令和5年度に職員を増員させていただいたということでございます。

○議員（中村孝司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
中村議員。

○議員（中村孝司君）
施策の7ページを見ますと、令和3年から令和4年にかけて、約8,000人。その時は1名の増員。今回、令和4年から令和5年に10,328人。それで3名。この計算でいくと私理解しかねますが、どういうことなんですか。3名を増やさないといけない、明確な理由とプロセスを教えてください。

○事務局長（野田浩司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
事務局長。

○事務局長（野田浩司君）
3名のうち、2名は事務職員。1名は会計年度任用職員の保健師でございます。介護事業との一体的事業が始まったこともございまして、そちらに注力するために保健師を1名雇っております。事務職員2名ということになりますけども、2名につきましては、単年度で申し上げますと、中村議員のご指摘のような内容でございますが、今後さらに高齢者の人口が増えていくということも見据えまして、しばらくの間対応できるようにそのような人数で増員をさせていただいたというところでございます。

○議員（中村孝司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
中村議員。

○議員（中村孝司君）
増えたなら増えた時に増やしてもらったらいいことで、仮定でこういう話してもらったら困りますね。われわれ市町では、定数を増やすということは定数条例というものがございまして、なかなか簡単にはいきませんよ。私は当初予算の時にいないのでわかりませんが、きちんと明確な理由を説明

して頂いて増員されるなら結構ですけども、明確な理由もないのに増員をされるのはいかがなものかと。今後、職員の増員をされる場合には丁寧に議会に説明していただきたいと思います。いかがですか。

○事務局長（野田浩司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
事務局長。

○事務局長（野田浩司君）
今回の増員につきましてはですね、2040年が高齢者人口の増加のピークといわれておりまして、それを見据えたものではございますが、増員にあたっての説明につきましては今後丁寧に説明をさせていただきたいと存じます。以上でございます。

○議員（中村孝司君）
議長。

○議長（中島清晴君）
中村議員。

○議員（中村孝司君）
最後にしますがね、2040年はわかりますよ。今は2040年ではない。2024年ですのでね、その時に見合った人員を配置していただくべきやと私は思います。増員をされる時は明確な理由を議会の方へ説明していただきたいと思います。以上です。

○議長（中島清晴君）
他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

認定第1号については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（中島清晴君）

日程第12、認定第2号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

認定第2号について御説明申し上げます。

「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、一般会計と同様に、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、決算等審査意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により議会の認定をお願いするものであります。

決算の概要といたしましては、予算現額 2,574億9,812万9,000円に対しまして、収入済額 2,543億6,646万2,564円、支出済額 2,464億3,773万6,151円、歳入歳出差引残額は79億2,872万6,413円となります。

また、翌年度繰越額 4億402万7,000円ございますことから、実質収支額は、75億2,469万9,413円となります。

なお、詳細につきましては、会計管理者から説明いたします。

○会計管理者（川合清久君）

議長。

○議長（中島清晴君）

会計管理者。

○会計管理者（川合清久君）

認定第2号「令和5年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」詳細を御説明いたします。

それでは、資料番号⑭の歳入歳出決算等説明資料9ページの後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事項別明細書によりまして、御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いします。歳入でございます。

第1款、市町支出金は、収入済額464億8,305万8,412円で、これは29市町の負担金で、その内訳は、事務費等負担金、保険料等負担金及び療養給付費負担金であります。

第2款、国庫支出金は、収入済額798億3,845万2,902円で、これは国庫負担金及び国庫補助金で、その主なものは、療養給付費負担金及び調整交付金であります。

12ページ、13ページをお願いします。

第3款、県支出金は、収入済額205億7,980万2,570円で、これは県負担金で、その主なものは、療養給付費負担金であります。

第4款、支払基金交付金は、収入済額960億6,135万3,284円で、これは医療給付に係る現役世代からの支援金で、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金であります。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億1,329万6,411円で、これは著しく高額な医療費の発生による財政への影響緩和に係る国民健康保険中央会からの交付金であります。

第6款、財産収入は、収入済額250万3,378円で、これは後期高齢者医療事業運営基金の運用利子であります。

第7款、繰入金については、後期高齢者医療事業運営基金の繰入がなかったことから、収入済額はありません。

14ページ、15ページをお願いします。

第8款、繰越金は、収入済額110億1,514万222円で、これは令和4年度からの繰越金であります。

第9款、県財政安定化基金借入金については、収入済額はありません。

第10款、諸収入は、収入済額2億7,285万5,385円です。その主なものは、第三者納付金や返納金等であります。なお、不納欠損額36万2,198円については、対象者が5名で医療費自己負担に係る差額請求に伴う返納金です。回収にあたり関係市と連携し取組みましたが回収できませんでしたので、地方自治法第236条第1項による金銭債権の消滅時効となったものです。

また、収入未済額799万4,982円については、所得更正などにより自己負担額が変更になった医療費自己負担の差額返納金等に係る収入未済金であります。引き続き対象者が居住する市町と連携し収納に取り組んでまいります。

16ページ、17ページをお願いします。

以上、後期高齢者医療特別会計の歳入合計は、予算現額 2,574億9,812万9,000円に対し、調定額2,543億7,481万9,744円、収入済額 2,543億6,646万2,564円であります。

対調定収入率については、第10款 諸収入において、一部収入未済額がありますが、全体としては、概ね100%（99.99%）となっております。

続きまして、18ページ、19ページをお願いします。歳出でございます。

第1款、総務費は、支出済額 23億4,304万9,736円で、これは総務管理費、一般管理費の役務費、委託料、使用料及び賃借料、積立金で、被保険者証等の郵送料、広域連合電算処理システム委託料、レセプト管理事務等の国保連合会事務委託料、電算処理システム機器の賃借料及び後期高齢者医療事業運営基金への繰入金等が主なものであります。

また、繰越明許費の4億402万7,000円は、令和5年第2回定例会で承認いただいた「広域連合電算処理システム事業費」で、令和6年度への繰越明許額とし、これを除いた対予算執行率は98.1%であります。

第2款、医療給付費は、支出済額 2,389億2,294万8,764円で、対予算執行率は95.9%であります。これは療養諸費、高額療養諸費と、20ページ、21ページをお願いします。その他医療給付費で、その主なものは、療養給付費等、療養費、高額療養諸費、葬祭諸費で、いずれも負担金、補助及び交付金であります。

第3款、県財政安定化基金拠出金は、支出済額 8,282万9,197円、対予算執行率は概ね100%で、これは県が管理する財政安定化基金への拠出金であります。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、支出済額 8,746万2,920円、対予算執行率は概ね90.1%で、これは著しく高額な医療費の発生による財政への影響緩和に係る財政調整に対する共同事業拠出金であります。

第5款、保健事業費は、支出済額 15億8,943万7,972円、対予算執行率は90.4%であります。22ページ、23ページをお願いします。これは、被保険者への健康診査及び歯科健康診査事業の委託料と保健事業と介護予防等の一体的実施事業を実施する市町への業務委託料と交付金等であります。

第6款、公債費については、執行はありません。

第7款、諸支出金は、支出済額 34億1,200万7,562円で、対予算執行率は概ね100%であり、これは被保険者の所得更正等による保険料の還付金、市町への療養給付費負担金の前年度精算返還金、国庫負担金及び国庫補助金の前年度精算返還金が主なものであります。

第8款、予備費については、執行はありません。

24ページ、25ページをお願いします。以上、後期高齢者医療特別会計の歳出合計は、予算現額 2,574億9,812万9,000円に対し、支出済額 2,464億3,773万6,151円となり、不用額は106億5,636万5,849円で対予算執行率は95.7%であります。

26ページをお願いします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2,543億6,646万2,564円に対し、歳出総額2,464億3,773万6,151円で、歳入歳出差引額79億2,872万6,413円となり、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額が4億402万7,000円ありますので、実質収支額は75億2,469万9,413円であります。

次に、資料番号⑭の財産に関する調書でございます。28ページをお願いします。

特別会計の決算に関係いたしまして、4の基金の内、(2)後期高齢者医療事業運営基金であります。

令和5年度中に16億6,785万6,000円を積み立てましたので、決算年度末現在高は73億818万4,450円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

認定第2号については、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

御異議なしと認めます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（中島清晴君）

日程第13、議案第11号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号13番、永岡禎議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、永岡禎議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔永岡議員 退場〕

○議長（中島清晴君）

本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第11号について御説明申し上げます。

「監査委員の選任同意について」は、議会のうちから選任する監査委員として、永岡禎議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中島清晴君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

質疑なしと認めます。
これもちまして、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中島清晴君）

討論なしと認めます。
これもちまして、討論を終了いたします。

これより採決を行います。
議案第11号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（中島清晴君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第11号は、同意することに決定いたしました。
永岡禎議員の入場を許可いたします。

〔永岡議員 入場、着席〕

- 議長（中島清晴君）
永岡禎議員に申し上げます。
議案第11号監査委員の選任同意については、同意することに決定されましたので御報告いたします。

- 議長（中島清晴君）
以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。令和6年第2回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員